

保護者の皆様へ

東京都立農業高等学校長
齋藤 義弘

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」は出席停止期間が定められています。医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなり登校させる際には、下記「学校感染症による出席停止届」に記入し、担任まで御提出ください。

*状況によっては医師の証明書を提出していただく場合があります。

学校感染症による出席停止届

東京都立農業高等学校長 殿

_____年_____組 氏名_____

病 名 _____

診断を受けた日 _____年_____月_____日()

出席停止期間 _____年_____月_____日()～ _____年_____月_____日()

受診した医療機関名： _____

_____年_____月_____日()

保護者名_____⑩

◇学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準◇

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	鳥インフルエンザ（H5N1）など	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（H5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	<u>その他の感染症の例</u> 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎	条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き期間を決定する

*通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例
アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）